

釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和5年(2023年)9月25日(月)14:00

発表項目	北海道教育推進会議委員の公募について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	月 日 () 時 分	発表場所	
概要	<p>北海道教育委員会では、本道における教育の振興に関する施策の推進を図るため、「北海道教育推進会議」を設置しております。</p> <p>この会議では、北海道における教育推進上の諸課題について、調査審議し、又は御意見を述べていただきます。</p> <p>このたび、次のとおり委員を募集します。</p> <p>1 応募できる方 次のいずれにも該当する方</p> <p>(1) 道内に居住する満20歳以上の方(令和5年12月1日現在)で、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は中等教育学校等に在籍する幼児児童生徒の保護者の方</p> <p>(2) 教育について識見を有する方で、平日に年間5回程度、札幌市(予定)で開催する会議に出席できる方</p> <p>※ 国又は地方公共団体の議員及び常勤職員の方(道職員については、元職員の方も含みます。)を除きます。</p> <p>2 募集委員数 若干名</p> <p>3 任期 令和5年(2023年)12月1日(予定)から2年間</p> <p>4 応募方法 所定の応募用紙とレポートを原則、Word又は、一太郎により作成したファイルを電子メールで提出。(応募用紙、レポートのテーマ等については、北海道教育委員会のホームページを参照) [https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/165970.html]</p> <p>5 募集期間 令和5年(2023年)9月19日(火)から10月10日(火)まで</p> <p>6 問い合わせ先・応募先 北海道教育庁総務政策局教育政策課政策企画・教育計画係 住所 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 TEL 011-204-5961(直通) / FAX 011-232-1869 E-mail kyoiku.kyoseil@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
参考	○配付資料～北海道教育推進会議委員募集要領、PR用チラシ		

報道(取材)に当たってのお願い	多くの応募をいただきたいため、広く道民へPRをお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	令和5年(2023年)9月19日(火)10時	
	同時レク	北海道教育記者クラブに配付済み	

担当(連絡先)	北海道教育庁釧路教育局企画総務課 課長 樺 (電話:0154-43-9271)		
---------	--------------------------------------------	--	--

北海道教育推進会議委員募集要領

北海道教育委員会では、北海道における教育の振興に関する施策の推進を図るため、「北海道教育推進会議」を設置しております。

この会議では、北海道における教育推進上の諸課題について、調査審議し、又は御意見を述べていただきます。

この度、次のとおり委員を募集します。

○ 応募できる方

次のいずれにも該当する方が応募できます。

(1) 道内に居住する満20歳以上の方（令和5年（2023年）12月1日現在）で、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は中等教育学校等に在籍する幼児児童生徒の保護者の方

(2) 教育について識見を有する方で、平日に年間5回程度、札幌市（予定）で開催する会議に出席できる方

※ 国又は地方公共団体の議員及び常勤職員の方（道職員については、元職員の方も含まれます。）を除きます。

○ 募集委員数

若干名

（北海道教育推進会議は公募委員、学識経験者、教育関係者等の15名以内で構成します。）

○ 委員の任期

令和5年（2023年）12月1日（予定）から2年間

○ 報酬等

教育推進会議に出席いただいた場合は、道の規定に基づき報酬及び旅費相当額をお支払いします。

○ 応募方法

次の(1)と(2)の書類を、原則、Word又は、一太郎により作成したファイルを電子メールで提出してください。

なお、電子メールなどで提出が困難な場合は、お問い合わせ下さい。

また、提出された書類はお返しできませんので、あらかじめ御承知願います。

(1) 応募用紙

・ 所定の応募用紙に、必要事項を記入してください。

・ 応募用紙は、北海道教育庁総務政策局教育政策課及び各教育局企画総務課に備えているほか、北海道教育委員会のホームページにも掲載しています。

URL：（HP公開後入力）

(2) レポートの設問

テーマ「北海道の現状と課題」を踏まえた施策の推進について

・北海道教育委員会では、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「北海道教育推進計画」を策定しましたが、計画中第2章「北海道の現状と課題」を踏まえ、北海道教育委員会はどう取り組むべきとお考えですか。

※ 800字以上1,200字以内（400字詰め原稿用紙2枚以上3枚以内）

○ 募集期間

令和5年（2023年）9月19日（火）から10月10日（火）まで

○ 選考結果

選考委員会において応募書類により選考を行い、選考結果につきましては、11月下旬に応募者全員に文書によりお知らせします。

○ 問合せ先・応募先

北海道教育庁総務政策局教育政策課政策企画・教育計画係

住 所 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

電 話 011-204-5961(直通) FAX 011-232-1869

E-mail kyoiku.kyoseil@pref.hokkaido.lg.jp

北海道教育推進会議



委員募集集中！！

- 道教委では北海道における教育の振興に関する施策の推進を図る「北海道教育推進会議」を設置しており、道民の皆様のご意見を教育行政に反映させるため、委員の公募を行っています。

★ 募集要件

- (1)(2)をいずれも満たす方が応募可能です。
- (1) 道内に居住する満 20 歳以上の方(令和5年12月1日現在)で、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は中等教育学校等に在籍する幼児児童生徒の保護者の方
 - (2) 教育について識見を有する方で、平日に年間5回程度、札幌市(予定)で開催される会議に出席できる方
- ※国又は地方公共団体の議員及び常勤職員の方(道職員は元・職員の方も含みます。)を除きます。

★ 任期・募集人数

- 令和5年(2023年)12月1日(予定)から2年間
- 若干名

★ 応募方法

北海道教育委員会HP

(<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/165970.html>)

より応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、令和5年(2023年)10月10日(火)までに

レポートと併せて提出して下さい。

※ レポートの詳細は、上記ホームページでご確認下さい。



HOKKAIDO
BOARD OF
EDUCATION

応募や詳細の確認は
こちらから!



[応募・お問い合わせ] 北海道教育庁総務政策局教育政策課 TEL: 011-204-5961

E-mail:kyoiku.kyosei1@pref.hokkaido.lg.jp

レポートの体裁等について

○ レポートの設問

テーマ「北海道の現状と課題」を踏まえた施策の推進について

北海道教育委員会では、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする新たな北海道教育推進計画」を策定しましたが、計画中第2章「北海道の現状と課題」を踏まえ、北海道教育委員会はどのように取り組むべきとお考えですか。

○ 体裁

テーマ「北海道の現状と課題」を踏まえた施策の推進について」

(市町村名)

(氏名)

〇〇町

□ □ □ □

.....、.....、.....、.....
.....、.....、.....、.....
.....、.....、.....。
.....、.....、.....、.....
.....、.....。

[記載上の留意事項]

- 1 A4縦型用紙、又は、400字詰め原稿用紙（横書き用）に、横書き、黒色で、記載してください。
- 2 800字以上1,200字以内にまとめてください。設問、氏名等は字数に含みません。
- 3 記載は、パソコン等による印字、又は、ボールペン、万年筆、鉛筆等をお願いします。
- 4 パソコン等の場合は、12ポイント程度の文字の大きさに印字してください。また、鉛筆の場合は、HB以上の濃いものでお書きください。
- 5 電子メールで提出される方は、標題を「北海道教育推進会議委員の応募」と記載してください。

北海道教育推進会議条例

(設置)

第1条 北海道における教育の振興に関する施策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、北海道教育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の点検及び評価について調査審議すること。
- (2) 知事又は教育委員会の諮問に応じ、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更について調査審議すること。

2 推進会議は、教育の振興に関する施策の推進に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 推進会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育に関する職務に従事する者
- (3) 児童又は生徒の保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、推進会議から付託された事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に任命される推進会議の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年11月30日までとする。